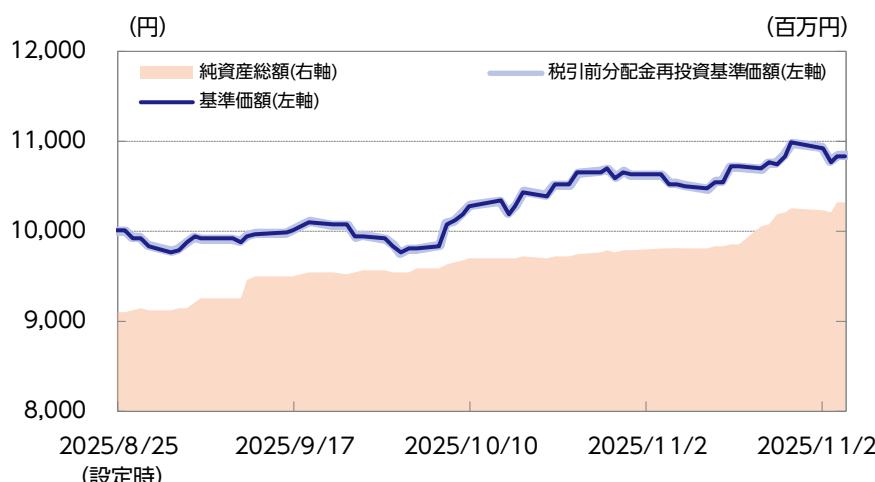




## 運用実績

### 基準価額・純資産の推移



### 基準価額および純資産総額

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 10,828円 |
| 前月末比  | 207円    |
| 純資産総額 | 230百万円  |

### 分配の推移（1万口当たり、税引前）

|     |          |    |
|-----|----------|----|
| 第1期 | 2025年11月 | 0円 |
| 第2期 | 2026年02月 | —  |
| 第3期 | 2026年05月 | —  |
| 第4期 | 2026年08月 | —  |
| 第5期 | 2026年11月 | —  |
| 第6期 | 2027年02月 | —  |
| 第7期 | 2027年05月 | —  |

### 基準価額の騰落率（税引前分配金再投資）

|      | 1ヶ月  | 3ヶ月   | 6ヶ月 | 1年 | 3年 | 設定来  |
|------|------|-------|-----|----|----|------|
| ファンド | 2.0% | 10.2% | —   | —  | —  | 8.3% |

|         |    |
|---------|----|
| 直近1年間累計 | 0円 |
| 設定来累計額  | 0円 |

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

※基準価額は実質的な信託報酬控除後のものです。税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。なお、信託報酬率は「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。

※運用状況によっては、分配金額が変わること、あるいは分配金が支払われない場合があります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。  
収益分配金には普通分配金に対して所得税および地方税がかかります（個人受益者の場合）。

※ファンド騰落率は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の投資家利回りとは異なります。

※基準価額の前月末比は、決算日到来月に分配金支払実績がある場合、分配金込みで算出しています。

### 組入比率

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 外国投資信託証券            | 94.6% |
| ニッセイマネーマーケットマザーファンド | 0.0%  |
| 短期金融資産等             | 5.4%  |

※対純資産総額比

※組入外国投資信託証券の正式名称は「ニッポン・インディア ETF Nifty 50 BeES GIFT (クラスD ユニット)」です。

# ニッセイ・インド株式オープン（3ヵ月決算型）

マンスリーレポート  
2025年11月末現在

## 投資対象ファンドの状況

※投資対象ファンドの状況は、当ファンドが実質的な主要投資対象とする「ニッポン・インディア E T F N i f t y 5 0 B e E S (クラスDユニット)」の状況を表示しており、ニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントの資料（現地月末営業日基準）に基づきニッセイアセットマネジメントが作成しています。

### 組入比率

|        |        |
|--------|--------|
| 株式等    | 100.0% |
| 現金、その他 | 0.0%   |

※対純資産総額比

### 組入上位10業種

|    | 業種            | 比率    |
|----|---------------|-------|
| 1  | 銀行            | 30.3% |
| 2  | 情報技術 - ソフトウェア | 10.2% |
| 3  | 石油製品          | 8.9%  |
| 4  | 自動車           | 6.8%  |
| 5  | その他金融         | 5.2%  |
| 6  | 一般消費財         | 5.1%  |
| 7  | 通信 - サービス     | 4.8%  |
| 8  | 建設資材          | 4.0%  |
| 9  | 医薬品・バイオテクノロジー | 3.0%  |
| 10 | 小売            | 2.5%  |

※業種はインド投資信託協会基準に基づいています。以下同じです。

※対組入株式等評価額比

### 組入上位10銘柄

(銘柄数：50)

|    | 銘柄              | 業種            | 比率    |
|----|-----------------|---------------|-------|
| 1  | H D F C 銀行      | 銀行            | 12.9% |
| 2  | リライアンス・インダストリーズ | 石油製品          | 8.9%  |
| 3  | I C I C I 銀行    | 銀行            | 8.3%  |
| 4  | バーティ・エアテル       | 通信 - サービス     | 4.8%  |
| 5  | インフォシス          | 情報技術 - ソフトウェア | 4.7%  |
| 6  | ラーセン・アンド・トゥプロ   | 建設資材          | 4.0%  |
| 7  | インドステイト銀行       | 銀行            | 3.4%  |
| 8  | I T C           | 一般消費財         | 3.3%  |
| 9  | アクシス銀行          | 銀行            | 3.1%  |
| 10 | マヒンドラ・マヒンドラ     | 自動車           | 2.8%  |

※対組入株式等評価額比

## 当月の市況動向

インド株式市場は、インド企業の良好な業績動向や、米国との貿易交渉進展への期待の継続、物品サービス税（GST）引き下げによるインフレ率低下を受けた国内利下げ期待の高まり、東部ビハール州の州議会選挙で与党連合が圧勝したことなどを受け、上昇しました。

大手IT（情報技術）サービス会社が自社株買いを発表したことや、トランプ米大統領の高度な外国人技術者向けビザ「H1B」の取得基準厳格化に関する軟化姿勢を受けて、情報技術セクターが上昇をけん引しました。また、2026年前半の上場が予定されているリライアンス・インダストリーズの通信サービス部門ジオの評価額が1,700億ドルと算定されていると報道されたことなどが好感され、同社の株価が上昇したことなどからエネルギーセクターも上昇しました。一方で、特段目立った材料はなかったものの利益確定とみられる動きなどで公益事業セクター、セメントメーカーの低調な業績発表などを受けて素材セクターが下落しました。外国人投資家の資金フローは、2ヵ月ぶりに売り越しとなりました。

為替市場では、インドルピーは対米ドルで下落しました。米印貿易交渉の進展が見られない中、月初から後半まで、インド準備銀行（RBI：中央銀行）による断続的な為替介入に下支えされたとみられ、インドルピーは横ばい圏で底堅く推移しました。その後、それまでもみ合った水準を下抜けると下落幅を一気に拡大し、月末にかけては、12月の米連邦公開市場委員会（FOMC）での利下げ観測が再度高まったこともあり、米ドルが下落したことから、インドルピーはやや下げ渋る展開となりました。また、円は対米ドルで下落しました。上旬は、米雇用情勢の悪化を示唆する民間調査の内容が米ドル安要因となり、円はやや強含みました。中旬は、米政府機関の一部閉鎖解除への期待感が米ドル高要因となったことに加え、高市政権の補正予算の規模を巡り財政拡張に対する懸念の高まりなどから、円は下落しました。下旬は、片山財務相が為替介入は選択肢と発言するなど為替介入への警戒度が一段と上昇したことや、日銀審議委員などの発信により利上げ観測が高まることなどから円は上昇に転じ、それまでの下落幅を縮小させる展開となりました。インドルピーは対米ドルで下落ましたが、円の対米ドルでの下落幅の方が大きかったため、インドルピーの対円為替レートは上昇しました。

## 運用体制

原則作成基準日時点での情報に基づきます。

2025年9月30日時点

|       |         |
|-------|---------|
| 運用責任者 | 笹岡 洋委智※ |
| 経験年数  | 30年     |
| 運用担当部 | 外部運用部   |

※当ファンドの実質的な運用は、ニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントが行います。

## ファンドの特色

①Nifty50指数（配当込み）への連動をめざすE T F（上場投資信託証券）を実質的な主要投資対象とします。

Nifty50指数とは、インドを代表する株価指数のひとつで、インド国立証券取引所に上場している浮動株調整後の時価総額等の基準を用いて選定した50銘柄で構成される株価指数です。

②インドの経済特区であるGIFT Cityにおける税制優遇制度を活用し、運用コストの低減を図ります。

● GIFT City(Gujarat International Finance Tec-City)には、インドに上場するETFの売却益等に課されるインド国内の税金が減免される制度があります。当ファンドではこの制度を活用し、運用コストの低減を図ります。

③年4回決算を行い、分配金をお支払いすることをめざします。

※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

## 投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

### 基準価額の変動要因

- ファンド（指定投資信託証券を含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

### 主な変動要因

|          |                                                                                                                                                        |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式投資リスク  | 株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。                                                                                |
| 為替変動リスク  | 原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。                                                                            |
| カントリーリスク | 外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。特に、新興国の経済状況は先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があり、ファンドの資産価値が大きく減少したり、運用方針にそった運用が困難になる可能性があります。 |
| 流動性リスク   | 市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。                                                                                          |

！ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

● ファンドが投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合、あるいは同証券が投資対象とするE T F（上場投資信託証券）が上場廃止となる場合には、ファンドを繰上償還します。

● インドの金融商品等への投資に関しては、以下の事項にご留意ください。

- ・金融商品取引所の取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態の発生\*による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等）があるときは、ファンドの購入・換金の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みの受付けを取消すことがあります。

\*金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等。

● ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。

これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が  
支払われるイメージ

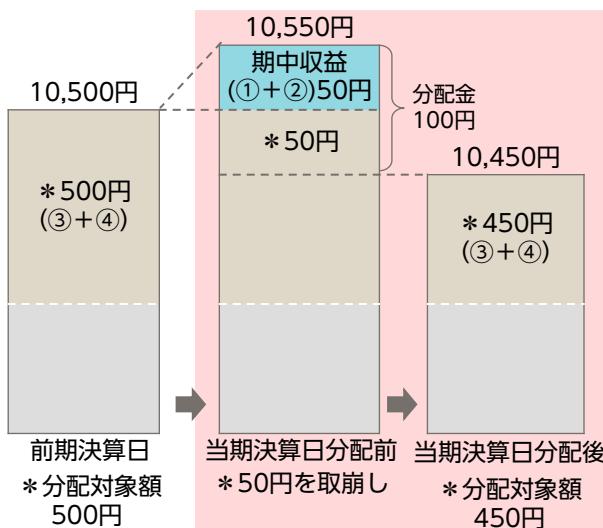
ファンドの信託財産

分配金

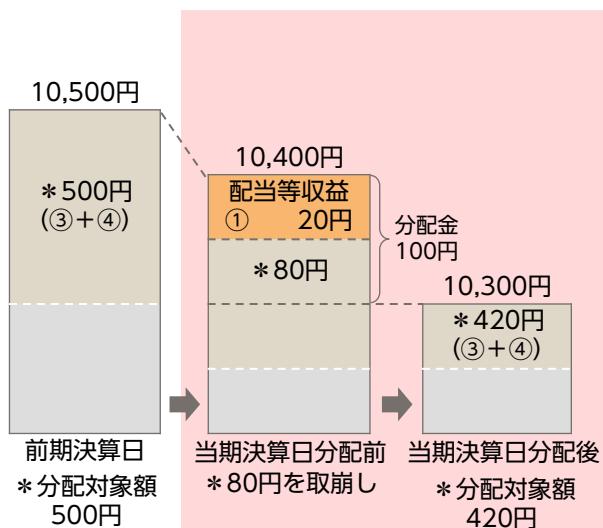
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



\*分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

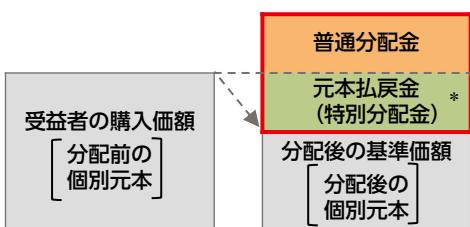
分配準備積立金：期中収益（①および②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてるすることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

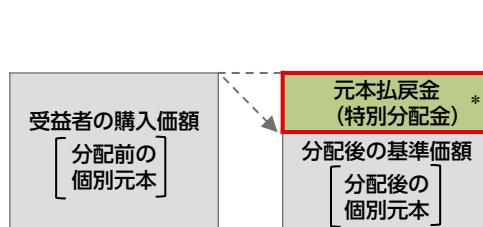
！上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



\* 実質的に元本の一部戻しに相当する元本払戻金（特別分配金）が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。  
また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

## 手続・手数料等

※基準価額は便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

## お申込みメモ

|        |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時    | 購入単位   | 販売会社が定める単位とします。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|        | 購入価額   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 換金時    | 換金価額   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|        | 換金代金   | 換金申込受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 申込について | 申込締切時間 | 原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                                                            |
|        | 申込不可日  | インドの銀行、インドの金融商品取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受け付けを行いません。<br>また、換金の申込みにおいて、換金代金のお支払い等に支障をきたすおそれがあるとして委託会社が定める日は、申込みの受け付けを行いません。<br>海外休日カレンダー： <a href="https://www.nam.co.jp/fundinfo/calendar/holiday.html#hdg41">https://www.nam.co.jp/fundinfo/calendar/holiday.html#hdg41</a> |
| 決算・分配  | 決算日    | 2・5・8・11月の各23日（該当日が休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                                                                                                            |
|        | 収益分配   | 年4回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。                                                                                                                                                                                                                                                             |
| その他    | 信託期間   | 無期限（設定日：2025年8月25日）                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|        | 繰上償還   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ファンドが投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合、あるいは同証券が投資対象とするE T F（上場投資信託証券）が上場廃止となる場合には、ファンドを繰上償還します。</li> <li>受益権の口数が30億口または純資産総額が30億円を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることができます。</li> </ul>                                            |
|        | 課税関係   | <p>課税上は株式投資信託として取扱われます。<br/>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にN I S A（少額投資非課税制度）の対象となり、当ファンドは、N I S Aの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。<br/>詳しくは、販売会社にお問合せください。</p>                                                                              |

！ ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

# ニッセイ・インド株式オープン（3ヶ月決算型）

マンスリーレポート

## ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時                 | 購入時手数料           | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.3%（税抜3.0%）を上限</b> として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。<br>※ 料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 換金時                 | 信託財産留保額          | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 毎 日                 | 運用管理費用<br>(信託報酬) | ファンドの純資産総額に年率0.803%（税抜0.73%）をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                     |                  | 投資対象とする<br>外国投資信託証券<br>の実質的な負担<br><br>年率0.15%～0.16%程度*<br>※当該変動幅は、外国投資信託証券の残高に応じ生じます<br>(±0.005%程度)。また、当該料率は、同証券が投資対象とする<br>E T F の運用・管理等にかかる管理報酬等を加味して算出したもの<br>です。<br>●外国投資信託証券が投資対象とする E T F の管理報酬率は、作成基<br>準日時点における最近の投資信託説明書（交付目論見書）作成日現在で委託会社が知り得る情報に基づくものであり、当該料率が今後<br>変更となる場合には上記の料率は変動します。<br>また、外国投資信託証券に年間最低報酬額等がかかる場合、純資產<br>総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。         |
|                     |                  | 実質的な負担<br><br>ファンドの純資産総額に <b>年率0.953%～0.963%（税込）程度</b> をかけた額となります。<br>●上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な運用管理費用（信託報酬）は<br>変動します。<br>また、外国投資信託証券が投資対象とする E T F の管理報酬率は、<br>作成基準日時点における最近の投資信託説明書（交付目論見書）作<br>成日現在で委託会社が知り得る情報に基づくものであり、当該料率<br>が今後変更となる場合には実質的な運用管理費用（信託報酬）は<br>変動します。<br>投資対象とする外国投資信託証券に年間最低報酬額等がかかる場合、<br>その純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることが<br>あります。 |
| 随 時                 | 監査費用             | ファンドの純資産総額に年率0.0011%（税抜0.001%）をかけた額とし、ファンドからご負<br>担いただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 隨 時                 | その他の費用・<br>手数料   | 組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご<br>負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等<br>を記載することはできません。                                                                                                                                                                                                                                                                         |

！ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

！ 詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

## 税金

分配時の普通分配金、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して、所得税および地方税がかかります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たしたファンドを購入するなど、一定の条件に該当する方となります。  
詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が投資信託説明書（交付目論見書）の記載と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

| 委託会社【ファンドの運用の指図を行います】                                                                   | ファンドに関するお問合せ先                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ニッセイアセットマネジメント株式会社<br>金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第369号<br>加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 | ニッセイアセットマネジメント株式会社<br>コールセンター 0120-762-506<br>9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）<br>ホームページ <a href="https://www.nam.co.jp/">https://www.nam.co.jp/</a> |
| 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】                                                              |                                                                                                                                              |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                           |                                                                                                                                              |

## ご留意いただきたい事項

- ①投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなります。投資元本および利回りが保証された商品ではありません。
- ②当資料はニッセイアセットマネジメントが作成したものです。ご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等（目論見書補完書面を含む）の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。
- ③投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- ④投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
- ⑤当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、資金動向、市況動向等によっては方針通りの運用ができない場合があります。
- ⑥当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- ⑦当資料のグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- ⑧当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- ⑨当資料の内容は原則作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

## 取扱販売会社一覧

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合もあります。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

| 取扱販売会社名    | 金融商品取引業者 | 登録金融機関 | 登録番号            | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
|------------|----------|--------|-----------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 株式会社熊本銀行   |          | ○      | 九州財務局長(登金)第6号   | ○       |                 |                 |                    |
| 株式会社十八親和銀行 |          | ○      | 福岡財務支局長(登金)第3号  | ○       |                 |                 |                    |
| 株式会社福岡銀行   |          | ○      | 福岡財務支局長(登金)第7号  | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社福岡中央銀行 |          | ○      | 福岡財務支局長(登金)第14号 | ○       |                 |                 |                    |